

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）2 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号。以下「教育給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

(1) 第 13 条第 2 項を次のように改める。

2 市給与条例第 17 条ただし書の規定は、扶養手当を受けている教育職員に更に前項において準用する市給与条例第 16 条第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(2) 第 30 条第 2 項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 40」に改める。

(3) 附則第 8 条中「配偶者」の次に「(第 13 条第 1 項において準用する市給与条例第 14 条第 2 項第 1 号に規定する配偶者をいう。)」を加える。

(4) 別表 1 及び別表 2 を次のように改める。

別表 1  
教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）

教育職員 の区分	職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 教育職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900	

40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300
45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300
48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	
61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	
68	266,600	345,900	397,000	442,000	
69	268,100	347,800	398,300	443,200	
70	269,500	349,700	399,600	444,400	
71	270,900	351,800	401,000	445,600	
72	272,300	353,800	402,300	446,800	
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100	450,600	
79	281,200	366,400	411,400	451,100	
80	282,400	368,000	412,800	451,600	
81	283,500	369,500	414,100	452,100	
82	284,700	371,000	415,300	452,700	
83	285,900	372,500	416,300	453,200	
84	287,100	373,900	417,500	453,700	
85	288,300	375,000	418,700	454,200	

86	289,400	376,400	419,900	454,800
87	290,500	377,800	421,100	455,300
88	291,700	379,100	422,100	455,800
89	292,900	380,400	423,200	456,300
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800	434,400	
111	313,500	403,600	434,700	
112	314,000	404,400	434,900	
113	314,600	405,000	435,100	
114	315,000	405,700	435,400	
115	315,500	406,400	435,700	
116	316,000	407,100	435,900	
117	316,600	407,700	436,100	
118	317,100	408,200		
119	317,500	408,600		
120	318,000	409,000		
121	318,500	409,400		
122	318,900	409,700		
123	319,400	410,000		
124	319,900	410,200		
125	320,500	410,400		
126	320,800	410,700		
127	321,100	411,000		
128	321,400	411,200		
129	321,600	411,400		
130	321,900	411,700		
131	322,200	412,000		
132	322,500	412,200		

	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900				
	147	326,200				
	148	326,500				
	149	326,700				
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）の適用を受けるものを除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表 2  
教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）

教育職員 の区分	職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 教育職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400	

40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
50	242,400	279,500	364,600	386,500	
51	243,900	281,400	366,200	388,000	
52	245,100	283,400	367,800	389,400	
53	246,200	285,200	369,300	390,600	
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	
70	267,800	324,700	390,200	410,900	
71	269,300	326,900	391,300	412,100	
72	270,700	328,900	392,500	413,300	
73	271,800	331,000	393,500	413,900	
74	273,000	333,100	394,600	414,700	
75	274,300	335,300	395,700	415,400	
76	275,500	337,500	396,800	415,900	
77	276,900	339,300	397,700	416,200	
78	278,000	341,200	398,600	416,600	
79	279,200	343,100	399,600	417,000	
80	280,400	344,900	400,600	417,400	
81	281,600	346,700	401,400	417,700	
82	282,500	348,500	402,200	418,100	
83	283,700	350,100	402,900	418,500	
84	284,900	351,900	403,700	418,800	
85	285,900	353,200	404,400	419,100	

86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		



	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考1 この表は、中学校、小学校及び幼稚園に勤務する教育職員並びに中等教育学校に勤務する教諭及び講師のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による高等学校の教諭の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程における業務に従事しないものに適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年条例第52号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条のうち札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年条例第48号)第5条の次に1条を加える改正規定中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。
- (2) 附則第8条第8項中「250, 800」を「251, 200」に、「254, 000」を「254, 400」に、「255, 700」を「256, 100」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、教育給与条例第13条第1項において準用する札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号。以下「市給与条例」という。)第15条第1項、第16条及び第18条(後段を除く。)並びに第1条の規定による改正後の教育給与条例(以下「改正後の教育給与条例」という。)第13条第2項の規定の適用については、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第15条第1項中「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については12,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については13,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶

養親族たる父母等」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者が不在の場合において、扶養親族たる子が不在時にあつてはそのうち1人については12,000円)」と、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第16条中「その事実」とあるのは「その事実(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在時は、その事実を含む。)」と、

「(2) 従来扶養親族であつた者が扶養親族としての要件を欠くようになったとき(扶養親族たる子又は第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くようになった場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 従来扶養親族であつた者が扶養親族としての要件を欠くようになったとき(扶養親族たる子又は第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くようになった場合を除く。)」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の不在職員となつたとき(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つたとき(第1号に該当する場合を除く。)

と、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第18条(後段を除く。)中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第16条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、改正後の教育給与条例第13条第2項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子(前項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。)又は扶養親族たる父母等(同項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下同じ。))で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で扶養親族たる配偶者(同項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族

たる配偶者をいう。以下同じ。)のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある教育職員について同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第15条第1項、第16条及び第18条(後段を除く。)並びに改正後の教育給与条例第13条第2項の規定の適用については、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第15条第1項中「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については12,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者が不在の場合において、扶養親族たる子がないときにあつてはそのうち1人については11,000円)」と、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第16条中「その事実」とあるのは「その事実(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その事実を含む。)」と、

「(2) 従来扶養親族であつた者が扶養親族としての要件を欠くようになつ

たとき（扶養親族たる子又は第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くようになった場合を除く。）。」

とあるのは

- 「(2) 従来扶養親族であつた者が扶養親族としての要件を欠くようになったとき（扶養親族たる子又は第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くようになった場合を除く。）。
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつたとき（前号に該当する場合を除く。）。
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つたとき（第1号に該当する場合を除く。）。」

と、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第18条（後段を除く。）中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第16条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、改正後の教育給与条例第13条第2項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子（前項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は扶養親族たる父母等（同項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下同じ。）で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で扶養親族たる配偶者（同項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族たる配偶者をいう。以下同じ。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある教育職員について同条第3号に掲

げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第15条第1項、第16条及び第18条（後段を除く。）並びに改正後の教育給与条例第13条第2項の規定の適用については、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第15条第1項中「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については7,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については8,800円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については12,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき7,000円（職員に配偶者が不在の場合において、扶養親族たる子がないときにあつてはそのうち1人については9,000円）」と、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第16条中「その事実」とあるのは「その事実（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その事実を含む。）」と、

「(2) 従来扶養親族であつた者が扶養親族としての要件を欠くようになったとき（扶養親族たる子又は第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くようになった場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 従来扶養親族であつた者が扶養親族としての要件を欠くようになったとき（扶養親族たる子又は第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くようになった場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつたとき（前号に該当する場合を除く。）。

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つたとき（第1号に該当する場合を除く。）。」

と、教育給与条例第13条第1項において準用する市給与条例第18条（後段を除く。）中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第16条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、改正後の教育給与条例第13条第2項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子（前項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は扶養親族たる父母等（同項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下同じ。）で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で扶養親族たる配偶者（同項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族たる配偶者をいう。以下同じ。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある教育職員について同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第15条、」を「第15条第1項、」に、「の改定」とあるのは、」を「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第16条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合におい

ては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは」に改め、「当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くようになった場合又は」を削る。

(委任)

第4条 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(理由)

本市の一般職の職員の給与改定等を踏まえ、本市の教育職員の給与改定等を実施するほか、所要の改正を行うため、本案を提出する。